

第5号様式（第14条）

第2分類事業判定届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住所
届出者 氏名
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市環境影響評価条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

第2分類事業	名称			
	種類			
	規模			
	実施されるべき区域			
	事業の概要	計画段階配慮書の「事業計画の概要」を参考に記載してください。		
	工事予定期間	年 月 ～ 年 月		
実施されるべき区域及びその周囲の概況	計画段階配慮書の「地域の概況及び事業特性」の中から抜粋して記載してください。			
連絡先	所属		電話番号	
備考				

【第2分類事業判定手続に関する注意事項】

条例第15条第2項に、市長は審査会に対し、「該当届出書に係る第2分類事業が環境に及ぼす影響について調査審議させるために諮問しなければならない」とあり、条例第55条に、「審査会は、(中略)事業者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる」とされています。

これまでの事例では、審査会から、条例規則第15条の第2分類事業の判定基準等に照らすため、地域特性や事業特性に応じた環境影響要因による予測（環境影響がどの程度変化するか）を資料として具体的に求められてきました。

あらかじめ、審査会で求められると予測される資料を作成しておく、審査会での調査審議が迅速に進みますので、環境影響評価課にご相談ください。